

令和3年9月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 長谷川太郎

年金生活者支援給付金の支給に関する対応について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

年金生活者支援給付金の支給に関する対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、年金生活者支援給付金の支給に関し、所得が前年より低下したこと等により、令和3年度に新たに給付金の対象となる方については、令和2年度と同様に簡易な給付金請求書(はがき型)が送付されることとなっております。

しかしながら、簡易な給付金請求書(はがき型)対象者の中には、介護保険施設に入所されている方や、在宅の場合であってもご自身だけでは手続きが困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる事が想定されます。そのため、今般、厚生労働省より本会宛に上記対応に関する給付金の請求手続き等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等の協力を行っていただくよう、周知依頼がございましたのでご連絡申し上げます。